



答 申 第 1 号  
令和 5 年 1 2 月 8 日

田布施町長 東 浩二 様

田布施町情報公開・個人情報保護審査会  
会長 藪本 知二



答申書の送付について

令和5年7月31日付け田総発第199号にて諮問のあったことについて、別添のと  
おり回答します。

諮問庁：総務課

諮問日：令和5年7月31日

答申日：令和5年12月8日

## 答申書

### 第1 審査会の結論

令和4年12月2日付田総発第311号行政文書部分開示決定について、妥当である。

しかし、条例第10条第5号には該当しないと判断する。

### 第2 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

部分開示決定を取り消し、公開決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### (1)審査請求書

当該文書は、委託業務の実績報告であり、審議、検討又は協議した記録内容ではないため、条例第10条第5号には該当しない。

##### (2)意見書

なし

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

令和4年11月18日	審査請求人より本件開示請求を受理
令和4年12月2日	審査請求人に対し、本件文書部分開示の決定を通知
令和5年2月27日	審査請求人より、文書部分開示の決定に対する不服の申立てを受理

#### 2 諮問庁の主張

本件文書は、法人の情報、町の機関等の内部又は相互間における情報を含むため、条例第10条に基づき、同条第3号及び第5号に該当する部分を非開示とする決定をしたものである。

#### 3 諮問庁の考え方

本件文書は、田布施町職員等公益通報制度の外部窓口のタイムチャージ等に係る情報が含まれている。公益通報窓口に関する情報を広く開示することになれば、特定の者に不当な関与を許す可能性があり、窓口間の意見や情報交換等に支障をきたす恐れがあるため、条例第10条第5号にも該当する。

#### 4 結論

本件開示請求については、条例第10条の規定に基づき、該当部分を非開示としたものであり審査請求人の主張は、本件結論に影響を及ぼすものではない。

#### 第4 審議結果の経緯

令和5年 7月31日	諮問庁より諮問書を受理
令和5年 8月 7日	審査
令和5年10月20日	審査
令和5年12月 1日	審査

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件開示請求等について

本件開示請求は、請求人が開示を求めるものであるところ、処分庁は文書部分開示とする原処分を行った。

これに対し、請求人は、当該文書は、委託業務の実績報告であり、審議、検討又は協議した記録内容ではないため、条例第10号第5号には該当しないとの主張。

本件文書の見分結果を踏まえ、文書不開示決定の理由となった条例第10条第5号に該当するのかが検討する。

##### 2 決定の妥当性について

(1)諮問庁は文書不開示決定の妥当性について、上記第3の3のとおり説明する。

(2)諮問庁が主張する条例第10条第5号に該当の有無についての説明が不明確な部分もあり、また、具体的にどの部分が該当するのかが示されなかった。条例第10条第3号に該当する部分での、処分庁の原処分は妥当であると判断するが、条例第10条第5号には該当しないと判断せざるを得ない。

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 委員

藪本 知二、田中 孝道、塩田 和子、山根 和美、立部 文崇（12月1日欠席）